

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 菊乃関工業 株式会社
(2) 代表者氏名 代表取締役 山元 豊彦
(3) 住所 宇部市大字東万倉103番地10

2 指名停止措置期間 令和8年4月7日～令和8年5月6日
(1か月)

3 事案の概要

当該業者は、河川災害復旧工事において発生した労働者の負傷事故について、宇部労働基準監督署に対し虚偽の報告及び陳述を行ったことが労働安全衛生法に違反したとして、宇部簡易裁判所において判決を受けた罰金刑が、令和7年12月25日に確定した。

4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2 18（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表第2 18>

措置条件	期間
18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内